

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号適用契約の発注見通し一覧表

- ・地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の規定に基づく福祉関係施設、シルバー人材センター等への随意契約の発注見通しを公表いたします。
- ・詳細は各担当課所にお問い合わせください。
- ・地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号以外の規定に基づく随意契約については、公表の対象となっていません。
- ・令和8年3月2日(月)現在の発注の見通しです。

1 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号適用

| 担当課所 | 名称 | 概要 | 契約を締結する時期 | 区別 | 契約期間又は納期 |
|-------|---------------------|--------------------------------------|-----------|----|----------------------|
| 水道施設課 | 長府浄水場ほか1か所清掃業務 | 長府浄水場及び水質管理センター内の清掃 | 令和8年4月1日 | 役務 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで |
| 水道施設課 | 水道水の毎日検査 | 配水区における毎日検査 | 令和8年4月1日 | 役務 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで |
| 北部事務所 | 北部事務所清掃業務 | 北部事務所庁舎の清掃 | 4月1日 | 役務 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| 北部事務所 | 豊浦中部浄化センター清掃業務 | 豊浦中部浄化センター管理棟の清掃業務 | 4月1日 | 役務 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| 総務課 | 本庁舎隣接地草刈清掃業務 | 本庁舎隣接地の草刈り及び清掃 | 5月 | 役務 | 6月上旬から12月末(2回実施) |
| 北部事務所 | 水道施設草刈清掃業務(北部事務所管内) | 北部事務所管内(豊浦、菊川、豊北、豊田)水道施設の草刈清掃 | 5月上旬 | 役務 | 契約締結日から令和8年12月下旬まで |
| 水道施設課 | 小野ポンプ場ほか16施設草刈清掃業務 | 小野ポンプ場、形山配水場ほか15施設の草刈清掃 | 5月中旬 | 役務 | 契約締結日から12月中旬まで |
| 水道施設課 | 菊川ポンプ場ほか2施設草刈清掃業務 | 菊川ポンプ場、蒲生野ポンプ場、田倉ポンプ場の草刈清掃 | 5月中旬 | 役務 | 契約締結日から12月中旬まで |
| 水道管路課 | 配水管路草刈業務 | 配水管路周辺の草刈り(小月幸町2か所、長府安養寺一丁目、彦島竹ノ子島町) | 5月下旬 | 役務 | 契約締結日から令和8年12月中旬まで |
| 総務課 | 小月配水線路用地草刈清掃業務 | 草刈清掃業務(年3回) | 6月 | 役務 | 契約締結日から令和8年11月まで |
| 総務課 | 旧彦島配水場草刈清掃業務 | 草刈清掃業務(年2回) | 6月 | 役務 | 契約締結日から令和8年12月中旬まで |
| 水道管路課 | 工業用水道用地草刈業務 | 工業用水道用地(小月杉迫二丁目)の草刈清掃 | 6月下旬 | 役務 | 契約締結日から令和8年12月中旬まで |
| 北部事務所 | 豊北滝部浄化センター草刈業務 | 豊北滝部浄化センター周辺の草刈業務 | 8月下旬 | 役務 | 契約締結日から令和8年10月下旬まで |

2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号適用

| 担当課所 | 名称 | 概要 | 契約を締結する時期 | 区別 | 契約期間又は納期 |
|------|----|----|-----------|----|----------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |